

1 法人基本理念

医療法人社団・社会福祉法人あと会グループは、昭和 63 年 11 月に医療法人設立認可を、平成 4 年 10 月に社会福祉法人設立認可を受け、施設立地はのどかな緑あふれる田園地帯で、空気も澄み、四季折々の自然環境の中、当会をご利用される、要介護・要支援・虚弱高齢者の方々、その家族と職員が信頼関係を構築し、穏やかな生活を通して共に生きる意欲・喜びを引き出し、生きがいの共有化を実現することで、“よろこび”“安らぎ”のある“豊かな”生活を提供する「3Y のところ」を基本理念として運営する。この理念に基づき人命尊重、人権擁護を重視した人間の尊厳を目的とした健全な運営をする。それぞれの事業の特性に沿って「3Y のところ」を掲げている。また法人全職員もこの理念に沿った職場作りをし、生きがいのある人生を送れるよう法人は、支援する。この法人理念が施設サービス・在宅サービスを通じて、施設在住、地域在住の高齢者の方々にお役に立てればと願う。

2 事業方針(五つの柱)

1. ご利用者を中心
2. ご利用者ゆたかな生活を提供
3. 愛情(人としての尊厳を大切にすること)
4. 前進(ケアの質の向上と事業の発展)
5. 希望(誇りとよろこびにみちた輝かしい人生)

上記法人理念・事業方針により

あと会は、高齢者福祉サービスに携わるすべての人々に、愛情あるところで接していくこと(やすらぎ)、そして人生に対して希望をいだいて輝いて生きることができるよう(よろこび)、あかるい未来に向けて前進し続けます(ゆたかさ)。

3 運営重点目標

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の健全な運営
- (2) あと会グループセントラルキッチンの上げ準備
- (3) グループ全部門の営業活動の強化
- (4) 求人活動の全国展開
- (5) 階層別研修の実施
- (6) 法人予算計画の適切な執行
- (7) スウェーデン・ボロース市との交流によるケアの質の向上
- (8) 全職員へのコンプライアンスの徹底

4 目標内容

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の健全な運営

地域で暮らす重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中夜間を通じて訪問介護と訪問看護で連携をとりながら、定期巡回訪問と随時対応サービスの実施する「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「夜間対応型訪問介護」の運営を矢野地区、上深川地区で実施し、地域において包括的、継続的にサービスをつなげていく地域包括ケアシステムの確立にむけた法人の役割を果たしていく。

(2) あと会グループセントラルキッチンへの立ち上げ準備

現在、グループ全体で1日約1,500食の食事を提供しているが、今後より質の高い食事を提供していくため、セントラルキッチンへの立ち上げを計画・準備する。セントラルキッチンの稼働により、発注から調理に至る食の集中管理を行う中で、効率化の向上、凍結含浸食の深化を目指す。

(3) グループ全部門の営業活動の強化

各部門ごとの収益向上のため、定期的にグループの事業所情報を提供することにより、地域の居宅介護支援事業所との連携を強化する。またグループが運営する各地区の居宅介護支援事業部門の人員を加配し営業活動を強化する。

(4) 求人活動の全国展開

優秀な人財を一人でも多く確保するため、あらゆる媒体を通じてグループでの取り組みを学生に発信し、法人認知度を高めていく。また現在も本部人事課で進めている、出前授業・学校訪問を本年度も継続して続けていく。また、採用エリアを広島市内から、Uターン学生も視野に入れて、大阪・東京といった都市圏にも広げ、一人でも多くの優秀な人財の確保に努める。

(5) 階層別研修の実施

これまで定期的に行っていた新人研修・中堅研修・リーダー研修に加え、管理者研修を定期的に行い、主任格職員のマネジメント能力の底上げを行う。また、法人独自のキャリアパスを作成し、能力開発に必要な階層別研修体系を見直す。

(6) 法人予算計画の適切な執行

中長期的な視野に立ち、適切な法人維持資金を積み立てていくため、予算統制実施計画を立案・実施していく。各部門ごとに立案した事業計画を年間を通じて実施できるよう、部長会議・運営会議等を通じて毎月確認し、必要があれば計画の見直しも行っていく。

(7) スウェーデン・ボロース市との交流によるケアの質の向上

スウェーデン ボロース市との提携を今年も継続する。先方へは管理職育成や現場スタッフ育成のためのアドバイザーの派遣を要請し、また当方からは、前年度に引き続き2名程度の現場スタッフ、3名程度の管理職等を派遣する。

(8) 全職員へのコンプライアンスの徹底

前年度に引き続き、業種を問わず、全国的に重要視され続けているコンプライアンスの徹底を、職員会議や主任会議等の場を活用し、啓発する。また、研修等を通じて、全職員に関連法令の周知徹底を図る。

